

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 4 年 12 月 14 日

徳島県公安委員会委員長 米澤 和美

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称 及び所在地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
株式会社 ジェイピーエス 東京都港区西新橋一丁目2 番9号 日比谷セントラルビ ル14階	相馬大悟	規 則: 回胴式 第 6 条: 第 2 号: 遊技機	S大花満SB	株 式 会 社 ジ ョ イ ピ ー エ ス	15478
株式会社 竹屋 愛知県春日井市美濃町二 丁目98番地	梁川誠市	規 則: ぱちんこ 第 6 条: 第 1 号: 遊技機	PネオモンスターハウスLML	株 式 会 社 竹 屋	15479
株式会社 三洋物産 愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号	金沢全求	規 則: ぱちんこ 第 6 条: 第 1 号: 遊技機	P大海物語5MTE2	株 式 会 社 三 洋 物 産	15480

2 検定の有効期間

公示の日から3年間。